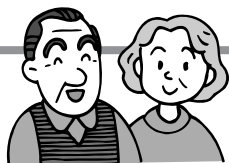


# 彦根市国民健康保険の制度あれこれ

## 退職者医療制度

会社などを退職した人が利用できる国保の制度です。



### こんな人が対象です

- ①国民健康保険に加入している人
- ②老人保健制度の適用を受けていない人
- ③厚生年金や共済組合の老齢（退職）年金を受けている人  
※公的年金制度への加入期間が20年以上、または40歳以降の加入期間が10年以上ある人
- ④退職被保険者の扶養家族の人

### 届け出は、14日以内に！

年金を受ける資格が発生した日から、退職者医療制度の適用が受けられます。

年金証書を受け取った日から14日以内に、困保年金課（市役所1階⑤番窓口）で届け出の手続きをしてください。届け出に必要なものは、被保険者証と年金証書です。

### 自己負担額が軽減されます

医療を受けるときは、「国民健康保険退職被保険者証」を医療機関の窓口で提示してください。一部負担金は、次のとおりです。

	外 来	入 院
退職被保険者 (本人)	2割自己負担 (8割給付)	2割自己負担 (8割給付)
被 扶 養 者 (家族)	3割自己負担 (7割給付)	2割自己負担 (8割給付)

※入院時の食事代と外来の薬の一部負担金は、国保と同様に定額の自己負担です。

## 出産費貸付制度

「出産育児一時金」の支給を受けるまでの間、出産費用の一部を無利子で貸し付ける制度です。



### こんな人が対象です

- ①国民健康保険に加入している人で、出産一時金の支給を受けることが見込まれる人
- ②出産予定日まで1か月以内または妊娠4か月以上で、出産費用の請求を受けているか支払っている人
- ③国民健康保険料（税）を完納している世帯

### 貸付限度額

出産育児一時金支給見込額（30万円）の80%で24万円が限度額です。

## 高額療養費支払資金貸付制度

医療費が高額でその支払いが困難な人に対し、費用の一部を貸し付けることにより医療費支払いの負担を軽くします。

### こんな人が対象です

- ①国民健康保険に加入している人
- ②高額療養費の支給対象となる被保険者の世帯主であって、医療費の支払いが困難な人
- ③国民健康保険料（税）を完納している世帯

### 貸付限度額

高額療養費として支給される見込額の10分の9以内の額。ただし、その額が1万円未満のときは貸し付けできません。

## 福祉用具のレンタル補助制度

在宅で医療や訪問看護などを受けている人に対し、住み慣れた自宅でよりよい療養生活が送れるよう、その健康状態に応じた用具について、レンタル費用の一部を補助します。

### こんな人が対象です

- ①国民健康保険に加入している人
  - ②在宅で日常生活上福祉用具を必要とする人
  - ③国民健康保険料（税）を完納している世帯
- ※在宅療養の原因となった疾病が労務災害、通勤災害、第三者行為によるもので、同一用具について他の貸付制度などを利用している人は対象となりません。



### 対象となる福祉用具

車いす（付属品を含む）、特殊寝台（付属品を含む）、褥そう（床ずれ）予防用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、痴呆性老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）  
※いずれの用具も、機能または構造などに条件があります。詳しいことはあらかじめお問い合わせください。

### 補助額

レンタル費用の7割を補助します。  
ただし、1か月あたり35,000円を限度とします。

### 国民健康保険に関する問い合わせ先

困保年金課（市役所1階⑤番窓口）  
☎22-1411（内線136）、FAX22-1398